



平成 29 年 3 月 9 日

各 位

会社名 株式会社 三 陽 商 会  
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員  
岩田 功  
(コード番号:8011 東証第一部)  
問合せ先 経営統轄本部 経営企画部  
企業広報グループ長  
菅原 久典  
TEL(03)6380-5055

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 29 年 2 月 14 日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」の記載内容を一部訂正いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は下線で表示しております。

記

#### 【訂正前】

##### 1. 定款一部変更の件

###### (1) 変更の理由

- ①経営環境の変化に迅速に対応すると共に、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 20 条（取締役の任期）について所要の変更を行うものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項の一部を変更するものであります。
- ③上記条文の新設及び修正等に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 【訂正後】

##### 1. 定款一部変更の件

###### (1) 変更の理由

- ①経営環境の変化に迅速に対応すると共に、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 20 条（取締役の任期）について所要の変更を行うものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認め

られたことに伴い、このような監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項の一部を変更するものであります。

③上記条文の新設及び修正等に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

以 上